

## 中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請

平成30年12月27日に公表された「社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」において、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討等の必要性が示された。

中核市における児童相談所の設置については、平成28年5月の児童福祉法等の一部改正の際に、人口や財政規模、都道府県が設置する児童相談所が市内または近隣に所在するかなど各市で状況が異なることから、本会の意見として、各市の現状や意向を踏まえて、国と中核市の間で丁寧な議論を積み重ねるとともに、財源の確保や専門的人材の育成・確保など、国において継続的かつ安定的な支援措置を講じるよう要望した。

また、この改正では、国・都道府県・市区町村それぞれの役割・責務が明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の強化を図るため、市区町村による「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促し、都道府県が設置する児童相談所との役割分担による連携した支援の方向性が示された。そのため、多くの中核市は、自らの保健所設置市としての機能を発揮しながら、都道府県の児童相談所や関係機関等との緊密な連携により継続した支援を行い、児童虐待の未然防止等に取り組んでいるところである。

さらに本会では、これまでも、平成29年度に中核市にとっての児童相談所設置の推進を阻害する要因等を検証するためのプロジェクト会議を設け、一時保護所・児童相談所（事務所部分）の整備費への適切な財政措置や専門的人材の育成・確保についての提言を取りまとめるなど、関係省庁・政党への提言活動を行ってきた。

しかしながら、これまでの提言等に対して十分な対応はなされておらず、さらには、本来、国において、中核市の取組状況や都道府県が設置する児童相談所との役割分担の現状・課題等に係る詳細な実態把握を行い、その結果を踏まえて審議がなされるべきところ、当事者である中核市の実情や意見が反映されないなかで、唐突に、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討の必要性が明記されたことに多くの中核市及び中核市への移行を検討している市は大変困惑している。

こうしたことから、中核市における児童相談所の設置促進については、地域の特性が異なる各市の現状や意見を十分に聴いていただき、中核市及び中核市への移行を検討している市との間での丁寧な議論を積み重ねたうえで、義務化ありきではなく、設置の後押しとなる十分な財政措置や専門的人材の育成・確保にかかる支援の充実によるものとするよう強く要請する。

平成31年 1月23日

中核市市長会